

令和4年度 川上っ子のくらし

1 学校生活

- (1) 決められた通学路を決められた方法で通り、安全に登下校します。
- (2) 7時30分から8時15分までの間に登校します。
- (3) 自分の持ち物には、名前を書き、自分の物もみんなのものも大切に使います。
- (4) 学校の学習に必要な物、学習の妨げになる物、不必要なお金や危険な遊び道具、その他なくしたら困るような物は持ってこないようにします。
- (5) 学校に提出する書類などは、必ず朝のうちに先生に直接提出します。
- (6) 学校にきたら、勝手に学校の外には出ません。
- (7) 先生や友達、お客さんに心をこめて挨拶をします。
- (8) 室内では静かに過ごし、廊下や階段は右側を静かに歩きます。
- (9) 友達の名前を呼び捨てにしません。
- (10) チャイムの合図を守り、けじめのある生活をします。
- (11) 放送が始まったら静かに聞きます。
- (12) 自分の教室以外に入るときには、先生の許可をもらって入ります。
- (13) トイレの使い方を守り、スリッパをきちんと並べます。
- (14) 教室から体育館や特別教室への行き帰りは、整列して静かに歩きます。
- (15) 遊具は使い方のきまりを守って使い、使った後は必ず決まった場所に返します。
- (16) 給食の準備中は、当番以外の人は、自分の席で静かに待ちます。
- (17) 時間いっぱいそうじをして、きちんと後片付けをします。
- (18) 帰りの会後、すぐに帰ります。

2 服装

- (1) 下の表の標準服を着て、シャツやブラウスのすそは、ズボン・スカートの中に入れます。
- | | |
|---|---|
| 上 | 白の半そで、または長そでのシャツ・ブラウス
紺を標準としたベストやセーター、カーディガン |
| 下 | 紺を標準とした半ズボン・スカート |
- (2) 名札を左胸につけます。
 - (3) 上靴はかかとを踏まず、きちんとはきます。
 - (4) 冬季で寒さが厳しい時は、防寒着、手袋の着用を認めます。室内でも必要に応じて防寒着等を着用することができます。

- (5) 体育服は下の表の服装とし、前後にゼッケンをつけます。

上	下	ぼうし 帽子
白の半袖（長袖）シャツ	紺のクォーターパンツ	赤白ぼうし

- (6) 装飾品は、身につけません。（髪飾り、ミサンガなど）
- (7) 靴下は華美にならないものとし、色は白・黒・紺・グレーの無地を基本とします。
- (8) 長い髪は、衛生面や安全上くくります。また、髪を染めたり、パーマをかけたりしません。髪を止めるゴムの色は、黒・紺・茶を基本とします。

- (9) 学校行事等で校外に出る時の服装は標準服を着用し、名札をつけます。
※遠足等の場合は変わります。

3 校外生活

- (1) 道路への飛び出しは絶対しません。道路の横断は、必ず止まって右・左・右を見て横断します。
- (2) 帰宅時刻は、3月～9月は午後6時まで、10月～2月は午後5時までです。
(帰宅時刻には、家に帰っていること)
- (3) 自転車は、決められたところを安全に騎ります。
*ヘルメットをかぶって騎ります。
*二人乗りはしません。
*路線バスが通る道や、国道では騎りません。自転車から降りて、自転車を押します。
*校内では騎りません。押して移動します。
- (4) 遊ぶ時の注意
*道路や駐車場では遊びません。
*火遊び・危険な場所での遊びはしません。花火は大人の人とします。
*エアガン・レーザーポインターでは遊びません。
(エアガンは、県の条例で18歳未満の少年への販売は禁止されています。)
*友達と遊ぶときに、ゲーム機等を持って行きません。(紛失や破損の原因となり、トラブルのもとです。)
*お金や物の貸し借りをしません。
- (5) 人に迷惑をかけるようなことはしません。
*ビニールハウスや田畑へのいたずら
*公園など、してはいけないところでのボール遊び
*アパートやマンションの階段に集まる
*アパートの敷地内で鬼ごっこ など
- (6) 友達と遊ぶときは、その家の人に迷惑をかけないようにします。大人の人がいない家には、あがりません。
- (7) 友達の家に子どもだけで外泊はしません。
- (8) 次の所に行くときは、家の人と行きます。
*校区外、映画館、デパート、学校以外のプール、ボウリング場、スケート場、サイクリング、川遊びや魚釣り、ショッピングモール、ゲームセンター、カラオケボックス
*帰宅時刻を過ぎてからの外出は、家の人と一しょにします。
- (9) パチンコ店、工事現場、川や用水路へは、立ち入りません。
- (10) 携帯電話の使用については、家の人と相談し、約束事を決めましょう。